

標 題：

航海船橋視界について

NKテクニカル インフォメーション

No. : 254

Date : 平成 10 年 4 月 23 日

関係船主、造船所 各位

拝啓、貴社ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、ご承知の通り、SOLAS 第V章第 22 規則に規定されております航海船橋視界の要件が、1998 年 7 月 1 日以降に建造される船舶に適用されることになりました。

本会は、現在この規則を船級規則W編として制定中ではありますが、規則の取り扱い上問題となる点を添付の表にまとめましたのでお知らせします。

又、標記規則の発効に伴い、1998 年 7 月 1 日以降に起工される船舶では、船橋視界関連又、標記規則の発効に伴い、1998 年 7 月 1 日以降に起工される船舶では、船橋視界関連の要件の調査のために必要な次の図面を従来の承認図面に加えて、ご提出をいただくこといたしますのでよろしくご協力のほどお願いいたします。

(1)船橋の一般配置図

- ・ 監視場所、副監視場所（必要な場合）、主操舵場所、船橋の窓、扉が記載されていること。
- ・ 船橋の前面窓の構造が記載されていること。
- ・ 回転窓、ワイパー等の位置が記載されていること。

(2)監視場所からの水平及び垂直視野が示された図面

- ・ 満載時、軽荷バラスト時等、通常の航海状態に於いて視野が最も制限される状態が想定されていること。
- ・ 貨物、荷役装置及び操舵室の外側にあるその他の障害物によって生じる死角が記載されていること。又、それらの障害物の配置が記載されていること。
- ・ 船首方向の海面の見通し距離及び視点の位置が示されていること。

なお、船橋視界における監視場所（及び副監視場所）の位置は、本船上で明確にしておくことが必要であるため、船内に於いて恒久的な掲示が要求されている一般配置図にもこの位置をご記載して下さいようお願いいたします。

本件に関する取り扱いの詳細及びご不明の点につきましては、本会船体部(Tel.03-5226-2017, Fax.03-5226-2019)までお問い合わせ願います。

なお、航海船橋視界の事前審査を希望される場合は、上記図面を本会船体部宛ご送付下さい。

以上

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてればと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。疑問についてはいつでもご相談下さい。

SOLAS Reg. V/22 (a)	規則	解釈
(i) 「海面の見通し」	監視位置からの海面の見通しは、船舶の喫水、トリム及び甲板上の貨物のあらゆる状態によらず、船首方向から両舷 10 度の範囲で、船首から船舶の長さの 2 倍あるいは 500メートルのどちらか短い方より遠くが不明瞭であってはならない。	① 出入港バラスト、最軽バラスト、コンテナの積載及び木材の積載の各状態の内、最も見通しが制限される場合を考慮する必要がある。 ② 船舶の長さは原則として乾舷長さを使用する。 ③ コンテナ、木材船においては貨物の積載が制限される場合が、又、バルクキャリアー、タンカーにおいては、バラストの状態に制限を生じることが予想される。
(ii) 「死角」	監視位置から海面の視界を妨げる操舵室の真横より前方にある貨物、荷役装置及びその他の障害物による死角は 10 度を超えてはならない。 死角の合計は 20 度を超えてはならない。死角間の視界は少なくとも 5 度あること。 ただし、船首方向から両舷 10 度の間の視界については各死角は 5 度を超えてはならない。	船首方向から両舷 10 度の間の死角は、5 度を超えてはならないとされているが、デッキクレーン等による障害により 5 度を超える場合には、ISO8468 を準拠して監視場所から両舷 5m を超えない範囲に副監視場所を設け、この副監視場所からその死角をカバーすることができ、前方の明瞭な視界が得られることを条件に認められる。
(iii) 「水平視野」	監視位置からの水平視野の角度は少なくとも 225 度を超える船舶の両側について真横より後方に少なくとも 22.5 度を超えること。	操舵室横の窓の連続性を要求するものではなく、真横から 22.5 度以上の位置に窓があり、監視に支障を及ぼさないことと認められる。
(vii) 「窓」	航海船舶橋前面窓の下縁の高さは、甲板上出来る限り低くすること。 いかなる場合も窓の下縁がこの規則に述べる前方視界の障害になってはならない。	甲板上 1000mm を標準とする。
(viii) 「窓」	航海船舶橋前面窓の上端は、船舶があれた海域でピッチングしているとき、監視位置において、眼高が 1800 ミリメートルの人が前方水平線を見通せること。 主管庁は、眼高を 1800 ミリメートルとすることを不合理で実際的でないと判断するなら、眼高を 1600 ミリメートルまで下げることができ。	① 甲板上 2000mm を標準とする。 ② 眼高を 1600 ミリメートルに下げた場合には、緩和することができ。 ③ 眼高を 1600 ミリメートルに下げたためには個船毎に船籍国政府の承認を得ていただく必要がある。
(ix) 「窓」	航海船舶橋の窓枠は最小とし、作業場所の直前に設けない。	窓枠の幅は 150mm を推奨する。 なお、窓枠は海面の視界の死角とは考えない。